

補助金等取扱基準

補助金等の名称	保育所等業務効率化推進事業補助金
補助事業等の標目	保育所等における業務のICT化等を推進することにより、保育士等の業務負担の軽減を図り、働きやすい環境を整備するとともに、利用者等の利便性の向上を図る。
補助事業等の対象者	次に掲げる者であって、保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業の保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究事業を除く。）（令和5年度補正予算分）実施要綱（令和6年2月1日付けこ成保第33号こども家庭庁長官通知）に定める事業を行うもの (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により私立保育所を運営している者 (2) 児童福祉法第34条の15第2項の規定により事業所内保育事業を行う者 (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の規定により、幼保連携型認定こども園を運営している者
補助対象経費	令和6年度（令和5年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和5年度補正予算分）分）交付要綱（令和6年7月31日付けこ成保第729号こども家庭庁長官通知。以下「交付要綱」という。）に定める保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）のうち、次に掲げる事業であって、当該事業の実施に必要な経費とする。 (1) 保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入 (2) 通訳や翻訳のための機器の導入 (3) 病児保育事業等の業務（予約、キャンセル等）のICT化を行うためのシステムの導入
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内において、交付要綱に定める基準額と補助対象事業の実支出額から寄付金等の収入を減じた額のいずれか低い額の3/4以内とする。ただし、1,000円未満を切り捨てとする。
	【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 国の補助を受けて実施するため。
補助事業等の評価	保育所等業務効率化推進事業補助金交付申請書、保育所等業務効率化推進事業補助金実績報告書により、事業内容を審査の上、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開始時期	令和4年4月1日
補助事業等の終了時期	
	【終了時期が3年を超える場合の理由】 国の事業であり、同事業が終了するまで継続する必要があるため。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助事業の内容、補助金交付金額、評価内容を諏訪市ホームページにて公表する。

そ の 他	
提 出 書 類	1 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。 (1) 保育所等業務効率化推進事業補助金交付申請書 (2) 保育所等業務効率化推進事業補助金所要額調書 (3) 保育所等業務効率化推進事業計画書 2 補助金の交付を受けた者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。 (1) 保育所等業務効率化推進事業補助金実績報告書 (2) 保育所等業務効率化推進事業補助金精算額調書 (3) 保育所等業務効率化推進事業実績調書
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担 当 部 署	諏訪市 健康福祉部 こども課 保育係

令和 4年 3月16日 制定（令和 4年 4月 1日 施行）
令和 6年11月 7日 一部改正（令和 6年11月 7日 施行）